

読替え後の「大阪外国語大学日本学生支援機構奨学生等推薦基準」

〔平成17年2月24日
制 定〕
最近読替改正 平19. 12. 6

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、読替え後の大阪外国語大学日本学生支援機構奨学生推薦規程（以下「奨学生推薦規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、旧外国語学部及び旧大学院言語社会研究科（以下単に「旧大学院」という。）における独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）が貸与する学資を受ける者（以下「奨学生」という。）等の推薦に係る選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 第一種奨学生 日本学生支援機構が貸与する無利息の学資を受ける者をいう。
- (2) 第二種奨学生 日本学生支援機構が貸与する利息付きの学資を受ける者をいう。

第2章 奨学生の推薦に係る選考

(旧外国語学部の奨学生の推薦に係る選考)

第3条 旧外国語学部の奨学生の推薦に係る選考は、次の各号のいずれにも該当する者を対象として行う。

- (1) 第6条に定める学力基準及び日本学生支援機構が定める学力についての推薦基準に適合する者
 - (2) 日本学生支援機構が定める人物、健康及び家計についての推薦基準に適合する者
- 2 旧外国語学部の第一種奨学生の定期採用の推薦に係る選考においては、前項の規定に該当する者のほか、日本学生支援機構が定める特例推薦の基準に適合する者を選考の対象に加えることができる。

(旧大学院の奨学生の推薦に係る選考)

第4条 旧大学院の奨学生の推薦に係る選考は、日本学生支援機構が定める学力、人物、健康及び家計についての推薦基準に適合する者を対象として行う。

(卒業生・修了生の奨学生の推薦に係る選考)

第5条 日本学生支援機構が定める卒業生・修了生の奨学生の推薦に係る選考は、日本学生支援機構が定める学力、人物、健康及び家計についての推薦基準に適合する者を対象として行う。

(旧外国語学部の奨学生に係る学力基準)

第6条 旧外国語学部の学生に係る学力基準は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に在学する者
 - ア 第一種奨学生
次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 高等学校の評定平均値が3.5以上であること又は高等学校卒業程度認定試験に合格していること。
 - (イ) 高等学校の評定平均値が日本学生支援機構の定める学力特例（以下単に「学力特例」という。）の表第2項及び第4項から第8項までに定める事由のいずれかに該当する場合は3.3以上、二つ以上の項目に該当する場合は3.0以上であること。
 - イ 第二種奨学生
次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 高等学校の評定平均値が平均水準以上と認められること。
 - (イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。
 - (ウ) 本学における個別面談により学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
- (2) 削除
- (3) 2年以上に在学する者
 - ア 第一種奨学生
次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 大阪大学（以下「本学」という。）における学業成績が本人の属する専攻（地域文化学科にあっては専攻語。以下同じ。）の上位3分の1以内（ウに定める算定式により算定した学力算定値が2.0以上で、別表第1に定める標準修得単位数を満たしている者をいう。以下同じ。）であること。
 - (イ) 学力特例の表第4項から第8項までに定める事由のいずれかに該当する

場合は、本学における学業成績が本人の属する専攻の上位3分の1以内に近い者

イ 第二種奨学生

次のいずれかに該当すること。

- (ア) 別表第1に定める標準修得単位数をおおむね満たしていること。
- (イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。
- (ウ) 本学における個別面談により学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

ウ 学力算定値は、本学における成績評価をもとに、次の算定式により算定(小数点第2位以下切捨て)する。

$$\text{学力算定値} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{「S」及び「A」に相当する} \\ \text{評価の単位数の合計} \times 3 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{「B」に相当する評価(成績が「認定」と} \\ \text{あるものを含む。)} \text{の単位数の合計} \times 2 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{「C」に相当する} \\ \text{評価の単位数の合計} \end{array} \right)}{\text{総修得単位数}}$$

(旧外国語学部の奨学生の推薦に係る選考の順位)

第7条 旧外国語学部の奨学生の推薦に係る選考の順位は、日本学生支援機構の定めるところにより付すものとし、原則として、第6条に定める学力基準に適合する者はすべて同等とみなし、日本学生支援機構の定める家計の判定方法によって得た困窮度の高い者順に付すものとする。

(旧大学院の奨学生の推薦に係る選考の順位)

第8条 旧大学院の奨学生の推薦に係る選考の順位は、博士前期課程と博士後期課程別に、かつ、1年次に在学する者と2年次以上に在学する者別に、それぞれ別表第2に定める学業成績の評点方法により算定した学業成績の評点の高い者順に付すものとする。この場合において、学業成績の評点が同点であるときは、旧大学院博士前期課程学務委員会及び同博士後期課程学務委員会(以下「学務委員会」という。)が順位を決定する。

第3章 返還免除の推薦に係る選考

(旧大学院の第一種奨学生に係る返還免除の推薦に係る選考)

第9条 旧大学院の第一種奨学生に係る返還免除の推薦に係る選考は、当該年度に貸与期間が終了することになる者のうち、各課程在学中に特に優れた業績を挙げた者を対象として行う。

(旧大学院の第一種奨学生に係る返還免除の推薦に係る選考の順位)

第10条 前条の選考の順位は、博士前期課程と博士後期課程別に、それぞれ別表

第3に定める教育研究活動等に関する業績の評価項目及び評価方法により算定した評点の高い者順に付すものとする。この場合において、評点が同点であるときは、学務委員会が順位を決定する。

第4章 その他の推薦に係る選考

(その他の推薦に係る選考)

第11条 奨学生推薦規程第2条第4号及び第5号に定める推薦に係る選考に関し必要な事項は、旧外国語学部の学生(旧外国語学部及び大阪外国語大学外国語学部の卒業生を含む。以下同じ。)に係る選考については旧外国語学部長が、旧大学院の学生(旧大学院及び大阪外国語大学大学院の修了生を含む。以下同じ。)に係る選考については旧大学院言語社会研究科長が、それぞれ定める。

第5章 雑則

(雑則)

第12条 この基準に定めるもののほか、奨学生推薦規程第2条各号に定める推薦に係る選考の基準に関し必要な事項は、旧外国語学部の学生に係る選考の基準については旧外国語学部学務委員会が、旧大学院の学生に係る選考の基準については学務委員会が、それぞれ定める。

附 則

この基準は、平成19年12月6日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

別表第1 標準修得単位数

旧外国語学部昼間主コース

選考時の学年	年次	標準修得単位数
2年	1年	29単位
3年	2年	58単位
4年	3年	87単位

旧外国語学部夜間主コース

選考時の学年	年次	標準修得単位数
2年	1年	26単位
3年	2年	52単位
4年	3年	84単位

別表第2 学業成績の評点方法 (60点満点)

(1) 博士前期課程

学 部 の 成 績	入学試験の成績
配点 30点 (30点を上限とする。)	配点 30点
<p>学部の学業成績から、「S」及び「A」に相当する評価の単位、「B」に相当する評価(成績が「認定」とある者を含む。)の単位、「C」に相当する評価の単位の順に、卒業に必要な単位数を抽出(以下「抽出単位数」という。)し、それぞれ、1単位あたり、「S」及び「A」に相当する評価の単位を30点、「B」に相当する評価の単位を20点、「C」に相当する評価の単位を10点に換算(以下「換算点」という。)し、次の算定式により成績評点(小数点第3位以下切捨て)を算定する。</p> $\text{成績評点} = \frac{\text{抽出単位数の換算点の合計}}{\text{抽出単位数の合計}}$	<p>入学試験の成績を10段階に分ち、最上位に属する者を30点とし、1段階下がるとに3点を減じる。</p>

(2) 博士後期課程

博 士 前 期 課 程 の 成 績	入学試験の成績
配点 30点 (30点を上限とする。)	配点 30点
<p>博士前期課程の学業成績から、「S」及び「A」に相当する評価の単位、「B」に相当する評価(成績が「認定」とあるものを含む。)の単位、「C」に相当する評価の単位の順に、修了に必要な単位数を抽出(以下「抽出単位数」という。)し、それぞれ、1単位あたり、「S」及び「A」に相当する評価の単位を30点、「B」に相当する評価の単位を20点、「C」に相当する評価の単位を10点に換算(以下「換算点」という。)し、次の算定式により成績評点(小数点第3位以下切捨て)を算定する。</p> $\text{成績評点} = \frac{\text{抽出単位数の換算点の合計}}{\text{抽出単位数の合計}}$	<p>入学試験の成績を10段階に分ち、最上位に属する者を30点とし、1段階下がるとに3点を減じる。</p>

別表第3 教育研究活動等に関する業績の評価項目及び評価方法（加点制）

	ア	イ	ウ
	業績項目	旧大学院における教育研究活動等に関する業績（学内評価）	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（学外評価）
1	学位論文その他の研究論文	(1) 博士前期課程 <ul style="list-style-type: none"> ① 修士論文の成績評価がS 10点 ② 修士論文の成績評価がA 9点 ③ 修士論文の成績評価がB 8点 ④ 修士論文の成績評価がC 7点 (2) 博士後期課程 標準修業年限内に博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格した者 10点 (3) 学内学術雑誌等に研究論文が掲載された場合（掲載に選考のあるもの） 1件につき 10点 (4) 学内学術雑誌等に研究論文が掲載された場合（掲載に選考のないもの） 1件につき 5点 (5) 学内で学会発表を行った場合 1件につき 2点 (6) 学内で研究論文が受賞した場合 1件につき 10点 (7) 学内学術雑誌に翻訳・書評等が掲載された場合 1件につき 3点	(1) 学外学術雑誌等に研究論文が掲載された場合（掲載に選考のあるもの） 1件につき 10点 (2) 学外学術雑誌等に研究論文が掲載された場合（掲載に選考のないもの） 1件につき 5点 (3) 学外で学会発表を行った場合 1件につき 2点 (4) 学外で研究論文が受賞した場合 1件につき 10点 (5) 学外学術雑誌に翻訳・書評等が掲載された場合 1件につき 3点
2	読替え後の大阪外国語大学大学院学則第37条第2項に定める特定の課題についての研究成果	第1項を準用する。	第1項を準用する。
3	著書，データベースその他の著作物（前二項に掲げるものを除く。）	(1) 単著（学術書）の出版物がある場合 1件につき 20点 (2) 単著（一般書）の出版物がある場合 1件につき 10点 (3) 共著（学術書）の出版物がある場合 1件につき 10点 (4) 共著（一般書）の出版物がある場合 1件につき 5点 (5) 出版物が受賞した場合 1件につき 10点 (6) 単独で出版物の翻訳をした場合 1件につき 10点 (7) 複数で出版物の翻訳をした場合 1件につき 5点	(1) 単著（学術書）の出版物がある場合 1件につき 20点 (2) 単著（一般書）の出版物がある場合 1件につき 10点 (3) 共著（学術書）の出版物がある場合 1件につき 10点 (4) 共著（一般書）の出版物がある場合 1件につき 5点 (5) 出版物が受賞した場合 1件につき 10点 (6) 単独で出版物の翻訳をした場合 1件につき 10点 (7) 複数で出版物の翻訳をした場合 1件につき 5点
4	発明	その発明が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき5点とする。	その発明が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき5点とする。
5	授業科目の成績	学力平均 <ul style="list-style-type: none"> ① 3.4以上 10点 ② 3.3 9点 ③ 3.2 8点 ④ 3.1 7点 ⑤ 3.0 6点 	$\text{学力平均値} = \frac{\left(\frac{\text{「S」に相当する評価の単位数の合計} \times 4}{\text{総修得単位数}} \right) + \left(\frac{\text{「A」に相当する評価の単位数の合計} \times 3}{\text{総修得単位数}} \right) + \left(\frac{\text{「B」に相当する評価（成績が「認定」とあるものを含む。）の単位数の合計} \times 2}{\text{総修得単位数}} \right) + \left(\frac{\text{「C」に相当する評価の単位数の合計} \times 1}{\text{総修得単位数}} \right)}{\text{総修得単位数}}$ （小数点第2位以下切捨て）
6	研究又は教育に係る補助業務の実績	(1) ティーチング・アシスタントの採用実績のある者 2点 (2) リサーチ・アシスタントの採用実績のある者 2点 (3) チューターの採用実績のある者 2点 (4) 科学研究費補助金等の研究協力者としての実績のある者 2点	
7	音楽，演劇，美術その他芸術の発表会における成績	その成績が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき2点とする。	その成績が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき2点とする。
8	スポーツの競技会における成績	その成績が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき2点とする。	その成績が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき2点とする。
9	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	その実績が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき2点とする。	その実績が研究活動等に関する業績に該当するかを学務委員会で個別に協議する。ただし，得点は1件につき2点とする。

備考

- (1) イ欄（大学院における教育研究活動等に関する業績（学内評価））及びウ欄（専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（学外評価））に、それぞれ一つ以上該当すること。
- (2) 第1項イ欄(3)から(7)、第1項ウ欄(1)から(5)、第2項、第3項、第4項、第7項、第8項及び第9項については、該当する評価が2以上ある場合にはすべて加点することができる。
- (3) 第5項については、博士前期課程、博士後期課程ともに、平成15年度以前の入学者（平成15年度以前に修得した単位がない者を除く。）は、下記のとおりとする。

学力平均	①	3.0	10点
	②	2.9	9点
	③	2.8	8点
	④	2.7	7点
	⑤	2.6	6点

$$\text{学力平均値} = \frac{(\text{「S」及び「A」に相当する評価の単位数の合計} \times 3) + (\text{「B」に相当する評価(成績が「認定」とあるものを含む。})の単位数の合計} \times 2) + (\text{「C」に相当する評価の単位数の合計} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \quad (\text{小数点第2位以下切捨て})$$